

インターネット上の人種差別的ヘイトスピーチ撲滅のために 適切な対応を求める意見書（サマリー版）

第1 意見の趣旨

- ・サイト運営者は、サイト上にヘイトスピーチ情報が存在していることを認識した場合、速やかに削除すべきである。また、削除要請を受けた場合、速やかにこれに応じる等の措置を講じるべきである。
- ・国、地方公共団体、インターネット・ホットラインセンター等の関係団体は、サイト運営者への実効的な削除依頼体制の構築など、インターネット上のヘイトスピーチ情報の撲滅のために必要な措置を講じるべきである。

第2 意見の理由

1 インターネット上でのヘイトスピーチの問題は十分改善されていない

現在、インターネット上では、ニュースサイトのコメント欄への書込み等に、見るに堪えないヘイトスピーチが溢れ、差別の温床となっている。各サイト運営者は一定の範囲で自主的な削除等の対応を執っているものの、状況は十分には改善されていない。

2 従前の違法・有害情報に比べてもヘイトスピーチ情報の流通防止措置はまだ十分ではない

インターネット上の名誉毀損表現など「他人の権利を侵害する情報」すなわち特定個人の権利を侵害する情報については、被害者はプロバイダ責任制限法による削除要請などの対応が可能である。また、特定個人の権利を侵害するとは言えないが違法（児童ポルノ等）または有害（犯罪や自殺の誘引等）な情報については、これを迅速に除去するためにサイト運営者や関係団体等は削除措置等の自主的な取組みをしている。

ところが、不特定多数に向けられたヘイトスピーチは、問題が深刻であるにも関わらず、いずれの取組の対象からもこぼれ落ち、その流通防止に十分な措置がとられているとは言い難い。

3 不特定多数へのヘイトスピーチの違法性は社会の共通の認識となりつつある

2016年5月、日本初の人種差別禁止法であるヘイトスピーチ解消法が施行された。同年には、大阪市がヘイトスピーチへの対処に関する条例を制定し、法務省がヘイトスピーチ動画がインターネット上で公開されているのは人権侵害にあたるとしてサイト運営者に削除を要請するなどの動きがあり、さらに、裁判所でも不特定の者に対する差別的言動も違法だとの判断されるケースも出てきている。スポーツの世界でもサポーターの差別的言動がチームへのペナルティの理由となるなど、最近では人種差別的言動に対する社会の眼はより厳しくなっている。

このような社会の意識の高まりに対応して、インターネット通信関連業界4団体の代表メンバーからなる違法情報等対応連絡会も、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」で禁じている「他者を不当に差別」し「他者への不当な差別を助長」する行為について、特定の個人に対するものだけではなくいわゆるヘイトスピーチも含まれることを明確にした。また、法務省は、「〇〇人は殺せ」「〇〇人は祖国に帰れ」「〇〇人は強制送還すべきだ」などの言動が、ヘイトスピーチ解消法が禁じる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」にあたりうるとの見解を示している。

世界に目を向ければ、欧州委員会と Facebook, Twitter, Youtube 及び Microsoft の I T 4 社の間では、違法なオンラインヘイトスピーチ拡散防止の拡散に対応するための方針と行動規範が策定され、四社は通報から 24 時間以内の除去措置の実施とこれを可能にする手続きの開発とスタッフのトレーニングを行うことを宣言するまでに至っている。

時代は、特定個人の権利を侵害するものでなくとも、人種、民族、国籍、性などの属性を理由とする差別的表現が深刻な人権侵害にあたる場合があると認め、これを排除する方策を議論する段階となっている。表現の自由への不当な干渉を招くことなく、深刻な人権侵害の発生を予防し侵害を速やかに排除するために、当会は、インターネット関係者がそれぞれの立場で人種差別的ヘイトスピーチに関しても自主的に必要な措置をとるよう提言するものである。

4 インターネット上の人種差別的ヘイトスピーチ撲滅のために適切な対応を求める

(1) サイト運営者のとるべき措置

SNS等を運営するサイト運営者は、近時のインターネットの利用拡大により莫大な企業収益を上げていると同時に、市民社会に対して強い影響力を持つに至っている。こうした立場に鑑みれば、サイト運営者には、社会的責任として自身が運営するサイト上での人種差別的ヘイトスピーチによる人権侵害の状況を把握するよう努めるとともに、これを認識した場合には速やかに削除することが求められている。

また、昨今の裁判所の判断などを踏まえると、特に悪質な人種差別的ヘイトスピーチについては、サイト運営者は社会的責任というにとどまらず、削除するべき法的な義務を負うことがありうる。

ほとんどすべてのサイト運営者の利用約款では、禁止事項として違法情報・有害情報と並んで「差別的表現」があげられており、この「差別的表現」にはヘイトスピーチが含まれるとされ、人種差別的ヘイトスピーチは少なくとも有害情報に該当するものでもある。

そこで、人種差別的ヘイトスピーチについても、これまで違法情報・有害情報について、サイト運営者がとってきた自主的な審査及び削除を迅速に行えるシステムと同様に、関係団体と協力して、ヘイトスピーチ被害者が簡易迅速に削除申請を行える枠組みを創設するべきである。

(2) インターネット関係団体等が講ずべき対策

インターネット上の違法情報・有害情報については、インターネット・ホットラインセンター等の関係団体が警察等と協力して、インターネット利用者からの情報提供を受け付け、プロバイダへの削除依頼を行うなどの対策を講じている。

そこで、人種差別的ヘイトスピーチについても、国、地方公共団体、上記両団体を含む関係団体は、これまで行ってきた他の違法情報・有害情報に対する取組と同様に、被害者等からの通報を受理し、サイト運営者への削除依頼を行う等の必要な措置を講じるべきである。

以上